



# 島根県報

平成18年 3 月31日 (金)  
号外 第 38 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

島根県土地利用対策要綱の一部改正 (土地資源対策課) 1

### 訓 令

島根県土地利用調整会議等設置規程の一部改正 ( " ) 3

## 告 示

### 島根県告示第374号

島根県土地利用対策要綱(昭和60年島根県告示第330号)の一部を次のように改正する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

第 6 条第 2 項中「及び当該市町村の区域を所管区域とする支庁又は総務事務所の長(以下「関係総務事務所長等」という。)」を削る。

第 7 条第 1 項中「関係総務事務所長等」を「知事」に改める。

第 8 条の見出しを「(開発協議に係る決定等)」に改め、同条第 1 項中「関係総務事務所長等」を「知事」に改め、「をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「関係総務事務所長等」を「前項の場合において、知事」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に次の 4 項を加える。

3 知事は、地区調整会議付議後、必要に応じて当該事業計画について県調整会議(島根県土地利用調整会議等設置規程第 1 条に規定する県調整会議をいう。以下同じ。)の構成員から意見を聴いた上で、当該事業計画を了承するかどうかを決定するものとする。

4 知事は、前項の規定にかかわらず、地区調整会議に付議した開発事業が別に定めるものである場合は、地区調整会議付議後、速やかに当該地区調整会議の意見書(様式第 3 号)を添付して、当該事業計画について県調整会議の議に付し、当該事業計画を了承するかどうかを決定するものとする。

5 前 2 項の場合において、当該事業計画を了承することと決定したときは、その旨及び法令に基づく手続その他当該開発事業の実施につき必要な指導事項を文書により当該開発協議を行った者に通知するとともに、所在市町村長及び前条第 2 項の規定により意見を求められた当該隣接市町村の長(以下「関係市町村長」という。)にその旨を通知するものとする。

6 第 3 項及び第 4 項の場合において、当該事業計画を了承しないことと決定したときは、当該開発協議を行った者に対し、当該開発事業の実施を中止すべきことその他必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、関係市町村長にその旨を通知するものとする。

第 9 条を削る。

第 9 条の 2 中「前条第 1 項又は第 2 項」を「前条第 3 項又は第 4 項」に改め、同条を第 9 条とする。

第10条中「第 9 条第 3 項」を「第 8 条第 5 項」に、「並びに次条第 2 項及び第 3 項(これらの規定を)」を「及び次条第 2 項(」に改める。

第11条第 1 項中「及び関係総務事務所長等」を削り、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「関係総務事務所長等」を「所

在市町村長」に改め、同項を同条第2項とする。

第12条第1項及び第2項中「及び関係総務事務所長等」を削り、同条第3項中「及び第3項」を削る。

第13条第1項中「及び関係総務事務所長等」を削り、同条第2項中「及び第3項」を削る。

第14条第1項中「及び関係総務事務所長等」を削り、同条第2項中「及び第3項」を削る。

第15条第2項中「第9条」を「第8条」に改める。

第16条第1項中「及び関係総務事務所長等」を削り、同条第2項中「及び第3項」を削る。

第17条第1項中「及び関係総務事務所長等」を削り、同条第2項中「及び第3項」を削る。

第18条中「市町村長」を「所在市町村長」に改める。

第19条第1項中「市町村長」を「所在市町村長」に、「第9条第3項」を「第8条第5項」に、「第11条第2項若しくは第3項(これらの規定を)」を「第11条第2項(」に改める。

第20条中「第9条第4項」を「第8条第6項」に改める。

第22条中「3部」を「2部」に改める。

様式第1号中「支庁・総務事務所」を「土地資源対策課」に改める。

様式第3号中「支 庁 長  
総務事務所長」を「地区調整会議」に、「第8条第2項」を「第8条第4項」に改める。

様式第4号中「支庁・総務事務所」を「土地資源対策課」に改め、

年 月 日

支 庁 長  
総務事務所長



1 指導事項の処理状況	
2 その他参考事項	

を削る。

様式第5号から様式第7号までの様式中「支庁・総務事務所」を「土地資源対策課」に改める。

様式第8号中「支庁・総務事務所」を「土地資源対策課」に改め、

年 月 日

支 庁 長  
総務事務所長



1 指導事項の処理状況	
2 その他参考事項	

を削る。

様式第9号及び様式第10号中「支庁・総務事務所」を「土地資源対策課」に改める。

様式第12号中「支庁・総務事務所」を「土地資源対策課」に改め、

年 月 日

支 庁 長  
総務事務所長



1 開発協議通知書との関連	
2 その他参考事項	

を削る。

附 則

- この告示は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の島根県土地利用対策要綱第 7 条の規定により開発区域の所在する市町村の区域を所管区域とする支庁又は総務事務所の長に対してした送付は、この告示による改正後の島根県土地利用対策要綱第 7 条の規定により知事に対してした送付とみなす。

## 訓 令

島根県訓令第17号

本 庁  
地方機関

島根県土地利用調整会議等設置規程（昭和60年島根県訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

第 1 条中「支庁又は総務事務所の所管区域ごとに」を「別表第 1 の左欄に掲げる区域ごとに同表の右欄に掲げる」に改める。

第 3 条第 1 項中「別表第 1 」を「別表第 2 」に改め、同条第 2 項中「別表第 2 」を「別表第 3 」に、「支庁又は総務事務所の長」を「地域振興部土地資源対策課長」に改める。

第 4 条第 1 項中「県調整会議」の次に「及び地区調整会議（以下「会議」という。）」を加え、同条第 2 項を削る。

第 7 条第 1 項中「県調整会議」を「会議」に改め、同条第 2 項を削る。

別表第 2 を削る。

別表第 1 農林水産部の項中「農畜産振興課長」を削り、同表を別表第 2 とする。

別表第 2 の前に次の 1 表を加える。

別表第 1（第 1 条関係）

区 域	名 称
松江市 安来市 八束郡	松江地区調整会議
雲南市 仁多郡 飯石郡	雲南地区調整会議
出雲市 簸川郡	出雲地区調整会議
大田市 邑智郡	県央地区調整会議
浜田市 江津市	浜田地区調整会議
益田市 鹿足郡	益田地区調整会議
隠岐郡	隠岐地区調整会議

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3（第 3 条関係）

部 等 の 名 称	職	
本 庁	地域振興部	土地資源対策課長
	環境生活部	自然環境課長
	農林水産部	森林整備課長
	土木部	都市計画課長
	教育庁	文化財課長
地 方 機	総務部	支庁隠岐保健所長 支庁農林局長 支庁水産局長 支庁県土整備局長
	健康福祉部	保健所長
	農林水産部	農林振興センタ - 所長 水産事務所長

関	土木部	県土整備事務所長
	警察本部	警察署長

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。